

2017年12月25日

岡山県教育委員会  
教育長 竹井千庫 様

働くルールを確立し、  
就職保障と人権を守る岡山連絡会  
会長 中島純男

## 高校・大学生、青年の雇用確保と働くルールの確立を求める要請書

平素より、若者の雇用保障と働くルールの確立にご尽力いただいていることに敬意を表します。

さて、2017年3月末の岡山県における新規学卒者の就職決定率は、高校が99.1%と前年を0.4ポイント下回り、未決定者は37人（前年比18人増）でした。今年度の求人数は前年比10.4%増（9月末現在/労働局調査）となっており、求人状況は改善の傾向がみられます。また、2017年3月高校卒業予定者への求人倍率は1.76と前年度比0.22ポイントの上昇（9月末現在/労働局調査）という状況で、9月末現在の就職内定率は66.0%と昨年同期を1.6%上回る状況にあります。

しかしながら、「2016年度 高校生の就職内定実態調査（卒業時）」（2017年3月）では、「地元で就職したい」高校生の願いが実現できなかつたり、面接時に「親の職業」を尋ねるなどの違法質問、選考の長期化の過程で内定が取り消されたりなどの就職ルール違反の例も県内で報告されています。内定率が高水準とはいえ、正規求人の雇用を確保し、就職ルールを確立することは依然重要です。また、「ブラック企業」「ブラックバイト」など若者を「使い捨て」にする企業や、電通の過労自殺、NHK記者の過労死、さらに新国立競技場建設現場従事者の過労自殺など、野放しとも言える長時間労働が大きな社会的問題になっています。県内企業・経営者団体に高卒新規採用、青年の正規雇用増を働き掛けるなど、新規学卒者や青年の雇用を確保し、人間らしく働くルールを確立することは、これからの岡山県の経済と社会、さらには我が国が引き続き発展していくために不可欠の課題と考えます。

つきましては、高校・大学生、青年の雇用確保と働くルールの確立のために下記事項を要請しますので、格段の努力をお願いいたします。

記

### ■雇用確保に関する要請事項

- 1 新規高卒未就職者を生まないこととともに、正規雇用の拡大に向けて、関係部署・機関との連携を図りながら就職支援事業をいっそう拡充していくこと。
- 2 正規県職員の増員とともに、教育・福祉・医療など公務公共分野において高校生・青年の雇用創出をはかること。また、地域における高校生・青年の雇用確保の条件整備をはかるため、必要な財政的措置も含め、中小企業や地域の振興策を強化すること。
- 3 学卒未就職者については、関係機関と連携して引き続き就職支援策を充実させること。
- 4 県教育委員会として障害者雇用率を維持し、さらに雇用増をはかること。また、点字による採用試験が実施されているが、音声機器による試験の実施など、具体的な対策をさらにすすめること。

## ■働くルール確立に関する要請事項

- 1 新規学卒者が安心して働くことができるように、労働条件の明示、有給休暇の付与など労働基準法の遵守の徹底を事業主に対しておこなうよう、関係部署・機関へ働きかけること。
- 2 労働者保護法制を生徒・教職員・保護者等へ周知させるため、「働く若者サポートガイド」およびその簡易版については、これまで問題になった事例の紹介を含めるなど、労働者保護に重点を置いたものへ改訂した上で各学校へ配布し、積極的な活用をすすめること。
- 3 障害者就労支援事業を助成する特定求職者雇用開発助成金(特開金)の使途について以下の三点を厚労省労働局に具申すること。
  - (1) 就労支援事業に差別なく活用及び就労支援を利用する障害者の工賃に活用できる制度改善。
  - (2) 企業へ就職した障害者が最賃法の特例による減額を受けた時、その減額分を特開金で補償できる制度改善。
  - (3) 福祉サービスの一環である就労支援事業利用者を特開金助成と引き換えに雇用率に換算することは不合理であること。

## ■就職活動のルール確立に関する要請事項

- 1 募集・選考・採用にあたっては、職業能力・適性によることとし、性別や出身校を理由とした就職に関するいっさいの差別をなくすこと。
- 2 2002年3月をもって同和対策にかかわる特別措置法は終了し、部落差別は基本的に解決していると認識しています。今年度改定された事業主宛て文書「進路保障の推進と統一応募書類について」(2017年4月27日)は以下の点を改訂すること。
  - (1) 前文4～5行目より「や同和問題に係る差別的取扱い」を削除すること。
  - (2) 記の4を前文へ移すこと。
- 3 新規学卒者に対する求人取り消しや内定取り消しなどのルール違反がおこらないよう、必要な行政指導をおこなうこと。
- 4 自衛隊による募集活動については一般の事業所と同様の取扱いになっており、高校新卒者に対する家庭訪問は認められていないことを文書に明記し、関係者に周知徹底すること。